と び 技 能 検 定 試 験 の 試験科目及びその範囲並びにその細目

平成23年3月

厚生労働省職業能力開発局

目

1.	1級とび技	<b> と能検定試験の試験</b>	科目及び	その範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
	制定	昭和 39 年度	改正	平成 22 年度
2.	2級とびむ	<b>を能検定試験の試験</b>	科目及び	その範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・ちページ
		同		上
3.	3級とびむ	<b>支能検定試験の試験</b>	科目及び	その範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
	制定	平成6年度	改正	平成 22 年度
4.	基礎級とて	が技能検定試験の試	験科目及	びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・12 ページ
		同		L.

- 1 1級とび技能検定試験の試験科目及びあその範囲並びにその細目
  - (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度 とびの職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
  - (2) 試験科目及びその範囲 表1の左欄のとおりである。
  - (3) 試験科目及びその範囲の細目 表1の右欄のとおりである

表 1		
試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目	
学 科 試 験 1 施工法    仮設の建設物の組立て及び 解体の方法	1 次に掲げる足場の組立て及び解体の方法について詳細な知識を有すること。 (1) 丸太足場 (2) 単管足場 (3) 枠組足場 (4) その他の足場 (5) 足場に取り付ける養生設備 2 次に掲げる仮設の建設物の組立て及び解体の方法について一般的な知識を有すること。 (1) 仮囲い (2) 工事用仮設建築物 (3) 架設通路 (4) 構 台 (5) (土止め、型わく)支保工 3 次に掲げる仮設の機械及び設備の組立て及び解体の方法について概略の知識を有すること。 (1) クレーン等 (2) 荷役運搬機械	
掘削、土止め及び地業の方法	(3) その他の建設工事用機械及び設備  1 次に掲げる掘削工事(根切り)の方法について一般的な知識を有すること。 (1) 布掘り (2) 溝掘り (3) 段掘り  2 次に掲げる地業の方法について一般的な知識を有すること。 (1) 玉石地業 (2) 割栗地業 (3) 砂利敷地業 (4) 杭打ち地業 (5) その他の地業  3 次に掲げる土止めの方法について詳細な知識を有すること。 (1) 矢板、腹おこし、切りばりによる土止め	
躯体工事の方法	<ul> <li>(2) 連続土止壁による土止め</li> <li>(3) その他の土止め</li> <li>4 盛土工事の方法について一般的な知識を有すること。</li> <li>1 次に掲げる建築物の組立て方法について詳細な知識を有すること。</li> <li>(1) 木造建築物</li> <li>(2) 鉄骨建築物</li> <li>(3) その他の建築物</li> <li>2 コンクリート打設について一般的な知識を有すること。</li> </ul>	

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
重量物の運搬方法 建設物の解体の方法	3 次に掲げる取付け工事の方法について一般的な知識を有すること。 (1) 大型仕上材 (2) 電気設備、空気調和設備、衛生設備等重量物の運搬方法について詳細な知識を有すること。 1 次に掲げる建設物の解体工事の方法について一般的な知識を有すること。 (1) 木 造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造 (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) その他の建造物 2 次に掲げるひき家工事の方法について一般的な知識を有するこ
玉掛けの方法	と。 (1) 木造建築物 (2) 鉄骨建築物 (3) その他の建築物 玉掛けの方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有す ること。 (1) 玉掛け用具の選定及び使用方法
とび工事に使用する器工具 の種類、用途及び使用方法 建設工事に使用する機械及 び設備の種類及び用途	(2) 玉掛けの方法 (3) 合図の方法 とび工事に使用する器工具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。 次に掲げる建設機械及び設備の種類及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 仮設工事に使用する建設機械及び設備
建設工事の施工図の種類及	(2) 土木工事に使用する建設機械及び設備 (3) 躯体工事に使用する建設機械及び設備 (4) 解体工事に使用する建設機械及び設備 (5) ひき家工事に使用する建設機械及び設備 建設工事の施工図に関し、次に掲げる図面の種類及び表示記号に
で表示記号	ついて一般的な知識を有すること。 (1) 建設物の主要な施工図 (2) 仮設建設物の配置図、組立図(部分詳細図を含む。) (3) 建設工事に使用する機械及び設備の配置図、組立図(部分詳
力学に関する基礎知識	細図を含む。)及び部品図 力学に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1)力の三要素 (2)モーメント (3)作用及び反作用 (4)力と加速度 (5)力の合成、分解及びつり合い (6)外力及び内力 (7)荷重及び質量 (8)支点及び反力 (9)応 力 (10)許容応力度 (11)安全率 (12)重力及び重心 (13)摩 擦 (14)てこ及び滑車 (15)座 屈

## 試験科目及びその範囲

## 試験科目及びその範囲の細目

## 2 材 料

とび工事用材料の種類及び 用途

次に掲げるとび工事用材料の種類及び用途について詳細な知識を 有すること。

- (1) 足場材
- (2) 支保工材 (3) 養生材
- (4) 土止め用材 (5) 型わく材 (6) 荷揚げ用材

建築用材料の種類及び用途

次に掲げる建築用材料の種類及び用途について一般的な知識を有 すること。

- (1) 鋼管等の鋼材、ワイヤロープ及び鋼製金具
- (2) 丸太、角材、板材、合板及び集成材等の木材
- (3) セメント、コンクリート及びコンクリート成形品
- (4) 木、コンクリート、鋼材等による杭材
- (5) 石、砂利、砂等の地業用材
- (6) その他建築用材料

## 3 建築構造

仮設の建設物の種類及び構 浩

建築物の種類及び特徴

次に掲げる仮設建設物の種類及び構造について詳細な知識を有す ること。

- (1) 足場及び架設通路 (2) 足場用養生設備
- (3) 工事用仮設建築物 (4) 構 台 (5) 支保工

次に掲げる建築物の種類及び特徴について一般的な知識を有する こと。

- (1) 木 造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造
- (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) プレハブ造 (6) 組積造

## 4 関係法規

律第201号) 関係法令、 廃棄物の処理及び清掃に関 する法律(昭和45年法律 第137号) 関係法令、建 設工事にかかる資材の再資 源化等に関する法律(平成 12年法律第104号) 関 係法令のうち、とび工事に 関する部分

- 建築基準法(昭和25年法 1 建築基準法、同法施行令及び施行規則に関し、次に掲げる規定 について一般的な知識を有すること。
  - (1) 用語の定義に関する規定
  - (2) 建設物に附属する仮設建築物
  - (3) 工作物の準用に関する規定
  - (4) 仮設建築物に関する規定
  - (5) 工事現場の危害防止に関する規定
  - 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令について概略の知 識を有すること。
  - 3 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律(建設リサイ クル法) 関係法令について概略の知識を有すること。

#### 5 安全衛生

安全衛生に関する詳細な知 | 1 とび工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
識	な知識を有すること。 (1)機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2)安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3)作業手順 (4)作業開始時の点検 (5)とび作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6)整理整頓及び清潔の保持 (7)事故時における応急措置及び退避 (8)その他とび工事に関する安全又は衛生のための必要な事項 2 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、同法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則(クレーン等構造規格を含む。)、ゴンドラ安全規則(ゴンドラ構造規格を含む。)、酸素欠乏症等防止規則及び石綿障害予防規則中の関係条項について詳細な知識を有すること。
実 技 試 験 とび作業 とび作業の段取り  仮設の建設物等の組立て及 び解体  掘削、土止め及び地業  玉掛け	建設工事における各種とび作業の工程及び必要機材の準備ができること。  1 次に掲げる建設物の組立て及び解体の作業ができること。 (1) 足 場 (2) 架設通路 (3) 構台及び養生用仮設設備 (4) 上屋、下小屋等の仮設建築物  2 次に掲げる構造の組立て及び解体ができること。 (1) 木 造 (2) 鉄骨造 (3) その他  3 コンクリート打設ができること。  4 大型仕上げ材の取付けができること。  5 電気設備、空気調和設備、衛生設備等の据付けができること。  6 ひき家作業ができること。 次に掲げる土工事の作業ができること。 (1) 掘削作業 (2) 土止め作業 (3) 地 業  1 玉掛けに関し、次に掲げる事項ができること。
玉掛け 建設工事に使用する材料の 運搬	<ul> <li>1 玉掛けに関し、次に掲げる事項ができること。         <ul> <li>(1) 重量目測 (2) 玉掛け用具の選定及び使用</li> <li>(3) 玉掛け用具の掛け外し</li> </ul> </li> <li>2 クレーン等の運転のための合図ができること。         <ul> <li>建設工事に使用する材料の運搬作業ができること。</li> </ul> </li> </ul>

- 2 2級とび技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目
  - (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度 とびの職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
  - (2) 試験科目及びその範囲 表2の左欄のとおりである。
  - (3) 試験科目及びその範囲の細目表2の右欄のとおりである

表 2		
試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目	
学 科 試 験 1 施工法 仮設の建設物の組立て及び 解体の方法	1 次に掲げる足場の組立て及び解体の方法について詳細な知識を有すること。 (1) 丸太足場 (2) 単管足場 (3) 枠組足場 (4) その他の足場 (5) 足場に取り付ける養生設備 2 次に掲げる仮設の建設物の組立て及び解体の方法について一般的な知識を有すること。 (1) 仮囲い (2) 工事用仮設建築物 (3) 架設通路 (4) 構 台 (5) (土止め、型わく) 支保工 3 次に掲げる仮設の機械及び設備の組立て及び解体の方法について概略の知識を有すること。 (1) クレーン等 (2) 荷役運搬機械	
掘削、土止め及び地業の方法	(3) その他の建設工事用機械及び設備  1 次に掲げる掘削工事(根切り)の方法について概略の知識を有すること。 (1) 布掘り (2) 溝掘り (3) 段掘り  2 次に掲げる地業の方法について一般的な知識を有すること。 (1) 玉石地業 (2) 割栗地業 (3) 砂利敷地業 (4) 杭打ち地業 (5) その他の地業  3 次に掲げる土止めの方法について詳細な知識を有すること。	
躯体工事の方法	<ul> <li>(1) 矢板、腹おこし、切りばりによる土止め</li> <li>(2) 連続土止壁による土止め</li> <li>(3) その他の土止め</li> <li>4 盛土工事の方法について一般的な知識を有すること。</li> <li>1 次に掲げる建築物の組立て方法について一般的な知識を有すること。</li> <li>(1) 木造建築物</li> <li>(2) 鉄骨建築物</li> <li>(3) その他の建築物</li> <li>2 コンクリート打設について一般的な知識を有すること。</li> </ul>	

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
重量物の運搬方法 建設物の解体の方法	3 次に掲げる取付け工事の方法について一般的な知識を有すること。 (1) 大型仕上材 (2) 電気設備、空気調和設備、衛生設備等重量物の運搬方法について一般的な知識を有すること。 1 次に掲げる建設物の解体工事の方法について一般的な知識を有すること。 (1) 木 造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造 (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) その他の建造物 2 次に掲げるひき家工事の方法について一般的な知識を有するこ
玉掛けの方法	2
とび工事に使用する器工具 の種類、用途及び使用方法 建設工事に使用する機械及 び設備の種類及び用途	(2) 玉掛けの方法 (3) 合図の方法 とび工事に使用する器工具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。 次に掲げる建設機械及び設備の種類及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 仮設工事に使用する建設機械及び設備
建設工事の施工図の種類及	(2) 土木工事に使用する建設機械及び設備 (3) 躯体工事に使用する建設機械及び設備 (4) 解体工事に使用する建設機械及び設備 (5) ひき家工事に使用する建設機械及び設備 建設工事の施工図に関し、次に掲げる図面の種類及び表示記号に
び表示記号	ついて一般的な知識を有すること。 (1) 建設物の主要な施工図 (2) 仮設建設物の配置図、組立図(部分詳細図を含む。) (3) 建設工事に使用する機械及び設備の配置図、組立図(部分詳細図を含む。) 及び部品図
力学に関する基礎知識	カ学に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 力の三要素 (2) モーメント (3) 作用及び反作用 (4) 力と加速度 (5) 力の合成、分解及びつり合い (6) 外力及び内力 (7) 荷重及び質量 (8) 支点及び反力 (9) 応 力 (10) 許容応力度 (11) 安全率 (12) 重力及び重心 (13) 摩 擦 (14) てこ及び滑車 (15) 座 屈

# 試験科目及びその範囲

## 試験科目及びその範囲の細目

## 2 材 料

とび工事用材料の種類及び 用途

次に掲げるとび工事用材料の種類及び用途について詳細な知識を 有すること。

- (1) 足場材
- (2) 支保工材 (3) 養生材
- (4) 土止め用材 (5) 型わく材 (6) 荷揚げ用材

建築用材料の種類及び用途

次に掲げる建築用材料の種類及び用途について一般的な知識を有 すること。

- (1) 鋼管等の鋼材、ワイヤロープ及び鋼製金具
- (2) 丸太、角材、板材、合板及び集成材等の木材
- (3) セメント、コンクリート及びコンクリート成形品
- (4) 木、コンクリート、鋼材等による杭材
- (5) 石、砂利、砂等の地業用材
- (6) その他建築用材料

## 3 建築構造

仮設の建設物の種類及び構 浩

次に掲げる仮設建設物の種類及び構造について一般的な知識を有 すること。

- (1) 足場及び架設通路 (2) 足場用養生設備
- (3) 工事用仮設建築物 (4) 構 台 (5) 支保工

建築物の種類及び特徴

次に掲げる建築物の種類及び特徴について概略の知識を有するこ

- (1) 木 造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造
- (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) プレハブ造 (6) 組積造

## 4 関係法規

建築基準法関係法令、廃棄 物の処理及び清掃に関する 法律関係法令、建設工事に かかる資材の再資源化等に 関する法律関係法令のうち 、とび工事に関する部分

- 1 建築基準法、同法施行令及び施行規則に関し、次に掲げる規定 について一般的な知識を有すること。
  - (1) 用語の定義に関する規定
  - (2) 建設物に附属する仮設建築物
  - (3) 工作物の準用に関する規定
  - (4) 仮設建築物に関する規定
  - (5) 工事現場の危害防止に関する規定
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令について概略の知 識を有すること。
- 3 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律(建設リサイ クル法) 関係法令について概略の知識を有すること。

#### 5 安全衛生

安全衛生に関する詳細な知 | 1 とび工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
識	な知識を有すること。 (1)機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2)安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3)作業手順 (4)作業開始時の点検 (5)とび作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6)整理整頓及び清潔の保持 (7)事故時における応急措置及び退避 (8)その他とび工事に関する安全又は衛生のための必要な事項 2 労働安全衛生法、同法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則(クレーン等構造規格を含む。)、ゴンドラ安全規則(ゴンドラ構造規格を含む。)、酸素欠乏症等防止規則及び石綿障害予防規則中の関係条項について詳細な知識を有すること。
とび作業の段取り	建設工事における各種とび作業の工程及び必要機材の準備ができ
仮設の建設物等の組立て及び解体	ること。 1 次に掲げる建設物の組立て及び解体の作業ができること。 (1) 足 場 (2) 架設通路 (3) 構台及び養生用仮設設備 (4) 上屋、下小屋等の仮設建築物 2 次に掲げる構造の組立て及び解体ができること。 (1) 木 造 (2) 鉄骨造 (3) その他 3 コンクリート打設ができること。 4 大型仕上げ材の取付けができること。 5 電気設備、空気調和設備、衛生設備等の据付けができること。 6 ひき家作業ができること。
掘削、土止め及び地業	次に掲げる土工事の作業ができること。 (1) 掘削作業 (2) 土止め作業 (3) 地 業
玉掛け	<ol> <li>玉掛けに関し、次に掲げる事項ができること。</li> <li>(1) 重量目測 (2) 玉掛け用具の選定及び使用</li> <li>(3) 玉掛け用具の掛け外し</li> <li>2 クレーン等の運転のための合図ができること。</li> </ol>
建設工事に使用する材料の 運搬	建設工事に使用する材料の運搬作業ができること。

- 3 3級とび技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目
  - (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度 とびの職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
  - (2) 試験科目及びその範囲 表3の左欄のとおりである。
  - (3) 試験科目及びその範囲の細目表3の右欄のとおりである

衣3		
試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目	
学 科 試 験 1 施工法 仮設の建設物の組立て及び 解体の方法	<ol> <li>次に掲げる足場の組立て及び解体の方法について一般的な知識を有すること。</li> <li>(1) 丸太足場 (2) 単管足場 (3) 枠組足場</li> <li>(4) その他の足場 (5) 足場に取り付ける養生設備</li> <li>2 次に掲げる仮設の建設物の組立て及び解体の方法について概略の知識を有すること。</li> <li>(1) 仮囲い (2) 工事用仮設建築物 (3) 架設通路</li> <li>(4) 構 台 (5) (土止め、型わく)支保工</li> </ol>	
掘削、土止め及び地業の方法	1 次に掲げる掘削工事(根切り)の方法について基礎的な知識を有すること。 (1)布掘り (2)溝掘り (3)段掘り 2 次に掲げる地業の方法について概略の知識を有すること。 (1)玉石地業 (2)割栗地業 (3)砂利敷地業 (4)杭打ち地業 (5)その他の地業 3 次に掲げる土止めの方法について一般的な知識を有すること。 (1)矢板、腹おこし、切りばりによる土止め (2)連続土止壁による土止め (3)その他の土止め	
躯体工事の方法	<ol> <li>次に掲げる建築物の組立て方法について概略の知識を有すること。</li> <li>木造建築物 (2) 鉄骨建築物 (3) その他の建築物</li> <li>コンクリート打設について概略の知識を有すること。</li> </ol>	
重量物の運搬方法 建設物の解体の方法	重量物の運搬方法について概略の知識を有すること。  1 次に掲げる建設物の解体工事の方法について概略の知識を有すること。 (1) 木 造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造 (4) その他の建造物	

# 試験科目及びその範囲

## 試験科目及びその範囲の細目

とび工事に使用する器工具 の種類、用途及び使用方法 建設工事に使用する機械及 び設備の種類及び用途

とび工事に使用する器工具の種類、用途及び使用方法について一 般的な知識を有すること。

次に掲げる建設機械及び設備の種類及び用途について概略の知識 を有すること。

- (1) 仮設工事に使用する建設機械及び設備
- (2) 土木工事に使用する建設機械及び設備
- (3) 躯体工事に使用する建設機械及び設備
- (4) 解体工事に使用する建設機械及び設備

# 2 材 料

とび工事用材料の種類及び 用涂

次に掲げるとび工事用材料の種類及び用途について一般的な知識 を有すること。

- (1) 足場材 (2) 支保工材 (3) 養生材
- (4) 土止め用材 (5) 荷揚げ用材

建築用材料の種類及び用途

次に掲げる建築用材料の種類及び用途について概略の知識を有す ること。

- (1) 鋼管等の鋼材、ワイヤロープ及び鋼製金具
- (2) 丸太、角材、板材、合板及び集成材等の木材
- (3) セメント、コンクリート及びコンクリート成形品
- (4) 木、コンクリート、鋼材等による杭材
- (5) 石、砂利、砂等の地業用材
- (6) その他建築用材料

#### 3 建築構造

仮設の建設物の種類及び構 浩

建築物の種類及び特徴

次に掲げる仮設建設物の種類及び構造について概略の知識を有す ること。

- (1) 足場及び架設通路 (2) 足場用養生設備
- (3) 工事用仮設建築物 (4) 構 台 (5) 支保工

次に掲げる建築物の種類及び特徴について基礎的な知識を有する こと。

- (1) 木 造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造
- (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) プレハブ造 (6) 組積造

#### 4 関係法規

建築基準法関係法令のうち とび工事に関する部分

建築基準法、同法施行令及び施行規則に関し、次に掲げる規定に ついて概略の知識を有すること。

- (1) 用語の定義に関する規定
- (2) 建設物に附属する仮設建築物
- (3) 工作物の準用に関する規定

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<ul><li>(4) 仮設建築物に関する規定</li><li>(5) 工事現場の危害防止に関する規定</li></ul>
5 安全衛生に関する詳細な知識	1 とび工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1)機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2)安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3)作業手順 (4)作業開始時の点検 (5)とび作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6)整理整頓及び清潔の保持 (7)事故時における応急措置及び退避 (8)その他とび工事に関する安全又は衛生のための必要な事項 2 労働安全衛生法、同法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項について一般的な知識を有すること。
実 技 試 験 とび作業 とび作業の段取り 仮設の建設物等の組立て及 び解体  建設工事に使用する材料の 運搬	建設工事における各種とび作業の必要機材の準備ができること。 1 次に掲げる建設物の組立て及び解体の作業ができること。 (1) 足 場 (2) 架設通路 (3) 構台及び養生用仮設設備 2 次に掲げる構造の組立て及び解体ができること。 (1) 木 造 (2) 鉄骨造 (3) その他 建設工事に使用する材料の運搬作業ができること。

- 4 基礎級とび技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目
  - (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度 とび職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基 準とする。
  - (2) 試験科目及びその範囲 表4の左欄のとおりである。
  - (3) 試験科目及びその範囲の細目表4の右欄のとおりである。

表	表 4		
	試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目	
学	科 試 験		
1	主なとび施工の方法		
	とび工事に使用する器工具	次に掲げるとび工事に使用する器工具の種類及び用途について基	
	の種類及び用途	礎的な知識を有すること。	
		(1) 丸太足場の組立て及び解体用の器工具	
		(2) 単管及び枠組足場の組立て及び解体用の器工具	
	仮設の建設物の組立て及び	次に掲げる足場の組立て及び解体の方法について初歩的な知識を	
	解体の方法	有すること。	
		(1) 丸太足場 (2) 単管足場 (3) 枠組足場	
		(4) 足場に取り付ける養生設備	
	掘削、土止め及び地業の方	次に掲げる掘削工事(根切り)の方法について初歩的な知識を有	
	法	すること。	
		(1) 布掘り (2) 溝掘り (3) 段掘り	
	躯体工事の方法	1 次に掲げる建築物の軸部の組立て方法について初歩的な知識を	
		有すること。	
		(1) 木造建築物 (2) 鉄骨建築物	
		2 コンクリート打設について初歩的な知識を有すること。	
	建設物の解体の方法	次に掲げる建設物の解体工事の方法について初歩的な知識を有す	
		ること。	
		(1) 木 造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造	
	建設工事に使用する機械及	次に掲げる建設機械及び設備の種類について初歩的な知識を有す	
	び設備の種類	ること。	
		(1) 仮設工事に使用する建設機械及び設備	
		(2) 土木工事に使用する建設機械及び設備	
		(3) 躯体工事に使用する建設機械及び設備	
		(4) 解体工事に使用する建設機械及び設備	
	重量物の運搬方法	次に掲げる重量物の運搬方法について初歩的な知識を有するこ	

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
2 とび工事用材料の種類 3 安全衛生に関する基礎的な知識	と。 (1) ころ、こした及びてこによる方法 (2) ウインチ、デリック等による方法 次に掲げるとび工事用材料の種類について初歩的な知識を有する こと。 (1) 足場材 (2) 養生材 とび工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的 な知識を有すること。 (1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱 い方法 (2) 安全装置又は保護具(保護帽及び安全帯)の性能及び取扱い 方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) とび作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理整頓及び清潔の保持 (7) 事故時における応急措置及び退避 (8) 安全衛生標識(立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等) (9) 合 図
実 技 試 験 仮設の建設物の組立て とび作業	(10)服 装
とび作業の段取り 仮設の建設物等の組立て 建設工事に使用する材料の 運搬	作業に必要な器工具の準備ができること。  1 仮設の建設物及び設備の組立てができること。  2 安全帯の使用ができること。  建設工事に使用する材料の運搬作業ができること。